

「地区別バリアフリー基本構想策定業務委託」に関する質問及び回答

	質問	回答
1	<p>企画提案実施要領4. 参加資格要件に記載の「過去3年以内に同種・同規模業務(バリアフリー基本構想)の実績がある」の業務実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基本構想の策定に係る業務だけでなく、バリアフリーマスタープランの策定に係る業務も含むと捉えてよいか。 ・また、令和2年度末完了見込みの業務を含めてよいか。 	<p>今回の業務委託は主として、バリアフリー基本構想の策定を目的としているため、バリアフリーマスタープランとは、記載する内容や、そのプロセスも変わってくるため、原則、バリアフリー基本構想の策定に係る業務とする。</p> <p>また、令和2年度末に完了見込みのものも含めてよい。</p>
2	<p>様式4-2 見積内訳書の単価が令和2年度の金額になっているが、令和3年度の技術者単価に修正した金額で算出することで問題ないか。</p>	<p>令和3年度の技術者単価で算出してよい。</p> <p>ホームページ上の様式も修正します。</p>